

(石原委員長作成)

議会基本条例研修会(2013.1.17) のまとめ

2013.2.12 配布

本橋謙治氏の講演の趣旨

- 後に、三浦市議会が自分達で作った条例であり、実効性の有るものとして評価できる内容とされたい。(最後のまとめでも繰り返しのべられた)

1 議会の評価と今後の有るべき姿

何をしているかわからない存在との市民評価の払拭…議会の情報発信の少なさも一因か。市民にとって非常時に頼りになる存在+平時でも頼りになる存在になるべく努める将来に関わる意思決定の場としての認識=議決の覚悟と責任…議決権の重要さと説明責任。

2 議会基本条例及び議会の活性化

1) 条例策定の際の留意点

- ・制定理由の明確化…市民に議会を理解してもらうこと。
開かれた議会としての理念を条例を核にして普遍化すること。
- ・基本条例は万能ではない…制定後の実行が重要であり、見直し、検証が必要である。
高いハードルを設定しないこと。…修正、追加も可であり、重要。Ex. 自由討議。
議会の改革、活性化の検証システムの構築(継続的な検証)が必要。
- ・先例集や会議規則との関連を精査する。…一問一答形式など(会議規則の変更)。
議会事務局との連携において。

2) 議会の活性化

- ・議員間の活発な議論(自由討議)。

討論との違い…討論は結論に軸足、討議は理由を明確化。

会津若松市の例…行政同席と退席の時間がある。相応の手続き時間が必要となる。
委員会での実施には規則変更はいらない。

住民の意思、意見を取り入れているかどうかの判断材料になる。

議会の意思決定に繋がる場として評価される。

お試し期間的に実施してみる…折衷案? 三浦方式を固めて欲しい。

- ・市長の反問権…①質問の趣旨確認 実施するに大きな問題は想定されない。
②逆質問の意味 地方自治法は、反問権を想定していない。
議員と行政では情報量とその多様さに差があるので議会が対応できるかどうか、現実的には難しい。
相互でのルールの取り決めが必要である。
現行の質問と答弁という形の中で出来るのではないか。
(委員の質問に答えたもの…一気にやらないで少しづつ構築したら)

- ・採決時の賛否の公表……議決権の行使に責任を持たせるという意味では理解できるが、合併問題など重要課題が出た場合の起立採決は問題が生じる？座っているのは反対なのかどうか、棄権という可能性もある。
- ・会期制の廃止……通年議会についてのメリット、デメリットの議論がある。
専決処分は減るが、執行機関の出席義務の問題も残る。
一事不再議で修正が大幅に遅れる……会期を5か月ずつにする手も。

3) 議会と住民の関係

- ・情報公開(審議、審査の公開など)と議員の守秘義務について
議員は特別職に属する地方公務員であり、公務員の守秘義務は課せられないが、議員の市民への情報提供の制限については議論する必要がある。
行政の議員への情報提供には信頼関係が基盤である。
原則公開……全てを公開することは意味していない。公開度を上げる努力は必要。
- ・請願者、陳情者の出席と参考人制度について。
外部意見として積極的に活用する。その反面で、拒否できる処理規定も必要。
参考人制度を積極的に使い、広く意見を求め、判断材料とすることも必要。
- ・議会報告会……① 広報的役割……議会からの情報発信の場として重要。
② 情報収集(公聴会的機能)……住民の生の声を聞く。不信感払拭へ。

4) 議会と市長及び執行部との関係

- ・議会の資料請求権とその対応について。
一般的なもの…自治法に明記されているもの以外…については請求権はない。
相手側の任意に基づく資料提供になっている。……法律改正?
基本条例に盛り込む場合、法律を超えられるか？ 努力義務にする?
常任委員会などで、所管事務調査をして、情報収集を図ることも可。

・議会の政策提言

議決事件の追加……条例で議決すべきものを定められる。行政との協議が必要。
議決事件以外……一般質問や議案質疑などで。

5) 議会基本条例制定と執行機関との関係……地方自治法上市長の再議権の行使も可。

6) 議会基本条例策定における市民参加について(委員の質問に対する答え)。

策定委員会には必ずしも入れるべきだとは思わない。議員の住民意思の把握済。
議会報告会的に意見聴取会を開き、住民意見の反映を図るのも良。